

2021年3月31日

研究プラットフォーム運用開発部門 (MarE3)  
環境保安グループ

## 新型コロナウイルスの拡散に伴う MarE3 における船舶訪船基準

研究プラットフォーム運用開発部門 (MarE3) は、新型コロナウイルスの船内における感染拡大を可能な限り阻止するため、主に乗船・訪船に先立ち必要となる予防策として、船舶乗船/訪船基準を設定してきた。本文書は 2021 年 4 月 1 日以降の機構船舶への訪船を念頭に策定したものである。船内の安全を確保するため、訪船者に対する対策強化を検討した結果、訪船前 PCR 検査の導入等を明記し徹底することとした。

### ■本文書における「訪船者」の定義と注意事項

- 機構船舶を訪問し船内において艀装、修繕、積込み等の業務を日帰りで行う研究者・観測技術員・運航チーム員等 (注 1)。
- 機構船舶への訪船は、当面の間、艀装、修繕、積込み等の目的に限られる。訪船を希望する者は必要最低人数となるよう留意する。

### 【訪船 18 日前 (注 2) から訪船日まで実施すべき事】

- 訪船 10 日までに下記とりまとめ担当者を通じて訪船人数・目的等を MarE3 運用部船舶運用グループへ連絡する。
- 訪船 18 日前から指定された健康記録簿に毎朝の検温結果や体調異常等を記録し保管する (注 3)。
- 以下に示す症状がみられた場合、各とりまとめ担当者を通じて運用部船舶運用グループへ速やかに報告・相談する (注 4)。
  - 息苦しさ (呼吸困難)、強いだるさ (倦怠感)、高熱 (37.5℃以上) 等の症状のいずれかがあった場合
  - 上記以外で発熱 (37.5℃未満であっても平熱に比べ高い体温) や咳などの比較的軽い風邪の症状が 4 日以上続いた場合

### 【訪船 14 日前 (注 2) から訪船日まで実施すべき事】

- 自宅・宿泊先等での滞在及び移動に際し、以下の感染防止対策を可能な限り用いるよう留意する。
  - マスク着用・手洗い・消毒の徹底
  - 不要不急の外出と 3「密」の場所への立ち入り回避
  - やむをえぬ公共交通機関利用時、混雑する時間帯・場所の回避
  - タクシー等車両への同乗時の常時換気 (窓開け等)
  - 打合せ・艀装時等、訪船者間の濃厚接触回避の徹底
- この期間内に以下に示す濃厚接触があった場合は、下記とりまとめ担当者を通じて運用部船舶運

用グループへ速やかに報告・相談する（注4）。

- ▶ 当機構が渡航に制約を設けている国・地域（外務省感染症危険レベル2以上相当）へ14日以内に渡航歴がある方と濃厚接触した場合
- ▶ コロナウイルス感染が判明した方と判明前2日以内あるいは判明後7日以内に濃厚接触した場合

#### 【訪船7日前から訪船日まで実施すべき事】

- この期間内を目安に原則として訪船者全員がPCR検査を受検し、結果を得ておく。訪船前PCR検査の実施方法、検査免除の条件、費用負担等については注5を参照。
- PCR検査の結果、陽性と判定された方には検査機関から直接連絡が入るので速やかに各とりまとめ担当者、上長ならびに運用部へ連絡する。訪船は控え、検査機関・保健所の指示があれば従う。
- 訪船地周辺地域の最新の感染状況把握に努め、注意すること。
- 可能な限り自己隔離を心掛ける。自宅・宿泊先等で自己隔離をする際は、マスク着用・手洗い・換気に留意するとともに食事時の感染防止に努める（注6参照）。

#### 【訪船当日に実施すべき事】

- 舷門において手指消毒と各自が用意したマスクの着用を徹底する。使用済みマスクは船内で廃棄せず持ち帰る。必要に応じて、各自が使用するタオル、消毒液・飲料等を持ち込むこと。
- 健康記録簿及びPCR検査結果が陰性であることを示す書類・画面表示等を、求めに応じて提示できるようにする。
- 船内では感染拡大防止のため他者との濃厚接触を可能な限り減らすこと。

なお、今後の行政機関や機構の方策等に基づき、上記基準を変更することがある。また、上記基準は新たな改定基準の発行、あるいは適用取りやめの指示が出されるまで有効とする。不明の点があれば各とりまとめ担当者を通じて事前に MarE3 担当部署に連絡・相談すること。

○MarE3 運用部船舶運用グループ連絡先（各船共通）：（e-mail） [mare3-fleetops@jamstec.go.jp](mailto:mare3-fleetops@jamstec.go.jp)

\* とりまとめ担当者：

- ▶ 首席研究者／主席研究員 ← 乗船研究者（手配業者を含む）
- ▶ 日本海洋事業担当者 ← 日本海洋事業関係者（手配業者を含む）
- ▶ マリン・ワーク・ジャパン担当者 ← マリン・ワーク・ジャパン関係者（手配業者を含む）
- ▶ マントルクエストジャパン担当者 ← マントルクエストジャパン関係者（手配業者を含む）
- ▶ MOL マリン担当者 ← MOL マリン関係者（手配業者を含む）
- ▶ JAMSTEC 運用部船舶運用グループ担当者 ← JAMSTEC 職員（白鳳丸船員、乗船研究者を除く）、手配業者／代理店、広報関係者
- ▶ JAMSTEC 白鳳丸担当者 ← 白鳳丸船員

○訪船前 PCR 検査に関する問い合わせは、MarE3 運用部船舶運用グループまで相談のこと。

MarE3 運用部船舶運用グループ連絡先：（e-mail） [mare3-fleetops@jamstec.go.jp](mailto:mare3-fleetops@jamstec.go.jp)

以上

## 脚注

(注 1) ・本文書において訪船者は機構船舶を訪問し、曝露部（オープン時の格納庫を含む）以外において艤装、修繕、積み込み等の業務を日帰りで行う、研究者・観測技術員・運航チーム員を想定している。運航チーム員は船員手帳を持つものの、その業務形態を考慮して船員以外の扱いとし、研究者等手配の技術者については研究者扱いとする。詳細については運用部船舶運用グループへ相談する。

- ・船員が訪船する場合は訪船 3 週間以上前に運用部船舶運用グループへ相談する。
- ・係船中の「ちきゅう」の観測技術員のように、船内泊を伴う場合の取り扱いについては別途 MarE3 より連絡する。

(注 2) 健康状態観察期間 14 日間、検温期間 18 日間について

・世界保健機関（WHO）の Q&A によれば、現時点の潜伏期間は 1-12.5 日（多くは 5-6 日）とされており、また、他の情報などから感染者は 14 日間の健康状態の観察が推奨されている。

（参考）新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）（2020 年 3 月 10 日時点版）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

Ministry of Health, Labour and Welfare -About Corona Disease 2019 (COVID-19)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/newpage\\_00032.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/newpage_00032.html)

・検温期間 18 日間は 4 日間（37.5℃以上の発熱確認期間）+14 日間（その後の健康状態観察期間）という考え方に基づく。

検温期間 14 日間とすると、たとえば訪船の 14 日前の 1 日だけ 37.5℃を超えた場合、その前の 3 日間にも 37.5℃以上の発熱があった場合を捕捉できない。この場合、訪船 13 日前に平熱に戻ったとしても、厚生労働省の推奨する 14 日間の経過観察期間がとれないことになる。従って 14 日間の経過観察を可能とするため 4 日間+14 日間の計 18 日間の検温結果を求めることとした。

- ・健康状態観察期間・検温期間は訪船日を 0 日目としてカウントすることとする。

(注 3) 健康記録簿に記録すべき体調の異常を示す例は以下の通り。記録は指定する様式を使用のこと。

体調異常の例：息苦しさ（呼吸困難）、だるさ（倦怠感）等の症状や味覚・嗅覚の異常等

なお、やむを得ず緊急の訪船が必要であると MarE3 が判断した場合は、訪船 18 日前から検温開始までの発熱の有無等の体調異常について、自己申告を認めることがある。

(注 4) 報告に基づき、訪船前の PCR 検査受検の可否を MarE3 運用部が判断する。そのため医師の診断付 PCR 検査結果（検査費は各自負担）をとりまとめ担当者を通じて MarE3 運用部船舶運用グループへ原則訪船前 PCR 検査前日正午までに提出する。

(注 5) 訪船前 PCR 検査の実施について

- PCR 検査の具体的な実施場所・実施時期・実施方法等の詳細については別途 MarE3 より連絡する。
- 検査は原則郵送式の PCR 検査キットを使用し、陰性証明や医師による診断は必要としない。また、

乗船前 PCR 検査結果有効期間内での訪船対応も検討すること。

- ▶ 以下の場合原則として訪船前 PCR 検査の受検を免除する。不明の点があれば運用部へ相談する。
  - 1) 訪船時に船舶の屋内での作業を伴わず船内に全く立ち入らない場合
  - 2) 別途受検した乗船前 PCR 検査結果の陰性判明後から乗船するまでの間に訪船する場合
- ▶ 訪船前 PCR 検査結果が陽性の場合、運用部へ速やかに伝達する（詳細は別途 MarE3 より連絡）。
- ▶ 訪船前 PCR 検査が必須となる訪船者の検査費用については、原則機構負担とする（負担内容については別途 MarE3 より連絡）。
- ▶ PCR 検査受検後、陰性判明まで船舶への訪問や船内泊は原則不可。
- ▶ 機構が求める PCR 検査の結果有効期間は検体採取日を 0 日目として原則 7 日目までとするが、この間は注 6 を参考に可能な限り自己隔離を心掛ける。
- ▶ 空港検疫所等で行われる検査結果の取扱いについては、国の指針等を参考に MarE3 が判断する。
- ▶ 以下に該当する場合、とりまとめ担当者を通じて事前に運用部へ報告・相談すること（注 4）。
  - 当機構が渡航に制約を設けている国・地域（外務省感染症危険レベル 2 以上相当）へ訪船 2 週間以内に渡航歴がある場合
  - 新型コロナウイルス感染が判明し隔離中の場合

（注 6）自宅・宿泊先等における自己隔離については以下を参照のこと。

参考)「ご家庭内で新型コロナウイルス感染が疑われる場合家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」(一般社団法人日本感染環境学会とりまとめ一部改変 2020 年 3 月 1 日版)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>